

北千葉導水ビジターセンター

ご見学ご利用規程

●ご利用目的

北千葉導水ビジターセンターは北千葉第二機場内にあり、「北千葉導水事業」の役割や手賀沼の自然環境などを紹介する施設になります。

●ご利用申し込みについて

【ご見学を希望される場合】

1. 施設の見学については原則自由見学でお願いいたします。ただし、事前にお申し込みいただければ、団体見学も可能です。

【団体見学を希望される場合】

1. 団体見学は、10名より受け付けております。ご利用を希望される場合は、1ヶ月前までにメールもしくはFAXにて申し込みをお願いします。
2. ご予約窓口 利根川下流河川事務所 流域治水課 広報担当

メールアドレス ktr-tonege-721-koho@gxb.mlit.go.jp

FAX 0478-52-9724

●ご利用時間

1. 施設見学のご利用時間は、休館日の月曜日（月曜日が祝日のときは翌日の火曜日が休館日）を除く9時30分から12時00分、13時00分から16時30分となります。
2. 団体見学のご利用時間は、休館日の月曜日（月曜日が祝日のときは翌日の火曜日が休館日）及び土・日祝祭日を除く9時30分から12時00分、13時00分から16時30分となります。

●ご利用料金

施設の見学は無料になります。

●ご予約の解除、ご利用の中止

次に該当する場合は見学の途中であっても予約の解除・ご利用を中止させていただきます。

【共通】

1. 見学の利用等に関して「ご利用にあたっての注意事項」や利用条件、利用規定を遵守されなかった場合、または遵守されないと判断した場合
2. 天災事変、不測の事故、感染症の発生等により見学の利用が不可能と判断した場合
3. その他ビジターセンターの管理、運営上やむを得ない事由が生じたとき

● 損害賠償

1. ご利用者・ご利用団体やその参加者などがビジターセンターの施設・設備、備品などを毀損、汚損、紛失した場合、またはビジターセンターの管理運営に支障をきたす事態を発生させた場合は、施設が被った損害についてご利用者・団体は賠償の責任を負っていただきます。
2. 見学ご利用中にご利用者・団体、または参加者に人的、物的な損害が発生した場合はご利用者・団体で一切の責任を負っていただきます。
3. 「ご予約の解除、ご利用の中止」の項目によりご予約の解除やご利用の中止により生じたあらゆる損害についてビジターセンターでは補償できません。
4. 貸し出し物の不具合により生じたご利用者・団体および参加者の損害についてビジターセンターでは補償できません。

● ご利用にあたっての注意事項

【共通】

1. 駐車場は「お客様専用駐車場」をご利用ください。なお、駐車場の利用可能時間は休館日を除く9時30分から16時30分となります。
2. 館内での喫煙及び飲酒は禁止となっております。
3. ビジターセンター内は禁煙となっております。
4. 銃剣、花火や火薬、火気類などの危険物は持ち込めません。

【見学】

1. 自由見学ご利用者が使用できるのは、2階の展示室、3階展望室です。
2. 団体見学ご利用者は、案内スタッフの指示に従い行動してください。
3. 団体見学において、案内スタッフの承認を受けて指定の場所で持ち込みの水分補給が可能です。